

<委託者>

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）

<受託者>

公益社団法人 日本人間ドック学会

一般社団法人 日本病院会

傘下の医療機関

特定健診等事業の実施における留意事項

令和6年3月

1. 対象者

- 全国建設工事業国民健康保険組合（以下「当組合」という）では、4月1日現在で加入している40歳以上の被保険者（組合員と家族）全員に「特定健診受診券」を発券しております。
- 被保険者が特定健診を受診する際は、必ず受診券と被保険者証が必要となります。

2. 特定健診の基本項目

- 空腹時血糖とHbA1cは両方実施する。（血糖検査は食後であっても実施）
- 基本項目の単価は7,150円（6,500円+税）で全額組合負担です。貴機関が他の契約（医師会等が取りまとめている集合B契約等）にも締結している場合は、委託契約書第7条2項に基づき、安価な単価を優先して請求してください。

3. 特定健診の詳細項目

- 医師の判断で詳細項目を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）の判定基準（委託契約書の別紙4参照）に該当したうえで医師の判断で実施し、受診者に十分な説明を行い、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述してください。（この場合の費用負担は全額組合負担）

4. 費用・健診データの送付先は所在地の国保連合会です（支払基金ではありません!）

- 受診券を利用して「特定健診基本項目」・「詳細項目」・「人間ドック」を受診した場合の健診結果データはXML形式で、費用請求は所在地の国保連合会に送付してください。
- 厚労省指定のファイル形式（XML）で、健診終了後、所在地の国保連合会に請求できることが健診実施の条件となります。
- 当組合では、あらかじめ受診者に「組合指定医療機関リスト」を配付し特定健診・人間ドック・特定保健指導について受診可能な実施機関を「○」、「×」で標記し周知しています。この情報は今年度「ドック学会」から提示された情報を基に作成しています。

5. 人間ドックについて

- 特定健診の必要項目を含んでいれば、実施機関の定めた健診項目で人間ドックを実施してかまいません。なお、人間ドックの費用については、保険者負担上限額 7,150 円（6,500 円+税）を越えた金額は、健診当日、受診者から徴収してください。（詳しくは次項 6. 受診券の※3 を参照）
- 健診終了後、実施した特定健診の必要項目を厚労省指定のファイル形式で、所在地の国保連合会に提出すること。

6. 受診券について

当組合の受診券の標記は下記のようになっています。

健診内容		実施形態	窓口の自己負担			保険者負担 上限額		
			負担額	同時実施	負担率			
特定健診	基本項目	個別	0円	—	—	—	※1	
		集団	0円	—	—			
	詳細項目	貧血	個別	0円	—	—	—	※2
			集団	0円	—	—		
		心電図	個別	0円	—	—		
			集団	0円	—	—		
眼底	個別	0円	—	—	—			
	集団	0円						
血清クレアチニン	個別	0円	—	—	—			
	集団	0円	—	—	—			
特定健診以外の項目	生活機能評価	生活機能チェック	—	—	—	—		
		生活機能検査	—	—	—	—		
	追加健診	—	—	—	—	—		
人間ドック		個別	—	—	7,150円	※3		
		集団	—	—	7,150円			

※1
基本項目（7,150円）は全額組合負担です。自己負担なし。

※2
詳細項目については国の定めた判定基準で、医師が判断して実施した場合は、全額組合負担です。
本人が希望して行う場合は、全額自己負担です。

※3

- 健診終了後、実施した特定健診の項目を厚労省指定のファイル形式で、所在地の国保連合会に、請求区分コード「5」で提出してください。
- 人間ドックを受診した場合、特定健診基本項目（※1）と詳細項目（※2）の助成は受けられません。

- 受診券の有効期限 : 令和7年1月31日
- 受診券は6月中旬に、対象者個人宅に配送いたします。
受診券裏面の問診票は、受診者が記入するよう周知しています。
- 受診券を利用した場合の請求区分パターンは、以下の3通りです。

請求区分「1」 特定健診基本項目 のみ実施

請求区分「2」 特定健診基本項目＋詳細項目を実施

請求区分「5」 人間ドックを実施

《注意！》

当組合の場合

- 左記3とおり以外の請求パターンは存在しません
- (例えば)
「特定健診基本項目＋人間ドック」の請求を国保連合会に提出すると返戻され、誤請求分は実施機関払いとなります。
- 人間ドックを実施した場合の請求区分は必ず「5」として国保連合会に請求して下さい。

7. 保健指導について

建設国保の資格を喪失していると費用の請求ができません。保健指導で継続指導を実施する際、都度当組合の資格の有無をご確認していただくようお願いいたします。(建設国保脱退後も保健指導を利用していた者が散見されたため)

8. その他

詳細事項は委託契約書をご参照ください。